(2)　保険医療機関に係る基準

①　泌尿器科を標榜していること。

②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

③　麻酔科標榜医が配置されていること。

④　臨床工学技士が配置されていること。

⑤　病床を有していること。

⑥　当直体制が整備されていること。

⑦　緊急手術体制が整備されていること。

⑧　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑨　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑩　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑪　当該療養について五例以上の症例を実施していること。

十一　泌尿生殖器腫瘍後腹膜リンパ節転移に対する腹腔鏡下リンパ節郭清術

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

泌尿生殖器腫瘍（リンパ節転移の場合及び画像によりリンパ節転移が疑われる場合に限る。）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら泌尿器科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　泌尿器科専門医であること。

③　当該療養について三年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　泌尿器科及び麻酔科を標榜していること。

②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

③　病理部門が設置され、病理医が配置されていること。

④　臨床工学技士が配置されていること。

⑤　病床を有していること。

⑥　当直体制が整備されていること。

⑦　緊急手術体制が整備されていること。

⑧　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑨　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑩　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑪　当該療養について五例以上の症例を実施していること。

十二　末梢血幹細胞による血管再生治療

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

慢性閉塞性動脈硬化症又はバージャー病（重篤な虚血性心疾患又は脳血管障害を有するものを除く。）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら循環器内科、外科又は心臓血管外科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。

②　循環器専門医又は心臓血管外科専門医であること。

③　当該療養について五年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　循環器内科、外科又は心臓血管外科及び麻酔科を標榜していること。

②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

③　輸血部門が設置され、常勤の医師が配置されていること。

④　専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施していること。

⑤　病床を二百床以上有していること。

⑥　当直体制が整備されていること。

⑦　緊急手術体制が整備されていること。

⑧　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑨　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑩　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

⑪　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑫　当該療養について五例以上の症例を実施していること。

⑬　届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を五例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

十三　末梢血単核球移植による血管再生治療

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

慢性閉塞性動脈硬化症又はバージャー病（従来の内科的治療及び外科的治療が無効であるものに限り、三年以内に悪性新生物の既往歴を有する者又は未治療の糖尿病性網膜症である者に係るものを除く。）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら循環器内科又は心臓血管外科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。

②　循環器専門医又は心臓血管外科専門医であること。

③　当該療養について五年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　循環器内科又は心臓血管外科及び麻酔科を標榜していること。

②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

③　輸血部門が設置され、常勤の医師が配置されていること。

④　専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施していること。

⑤　病床を二百床以上有していること。

⑥　当直体制が整備されていること。

⑦　緊急手術体制が整備されていること。

⑧　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑨　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑩　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

⑪　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑫　当該療養について五例以上の症例を実施していること。

⑬　届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を五例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。